

〔注〕昭和五八年三月から改正経過を注記した。

改正

昭和五一年 三月条例第一五号
昭和五四年 三月条例第一七号
昭和五五年 四月条例第二七号
昭和五八年 三月条例第一九号
昭和六一年 三月条例第二〇号
昭和六二年 六月条例第二七号
平成 元年 三月条例第二七号
平成 四年 三月条例第一九号
平成 八年 三月条例第一二号
平成一〇年 三月条例第一三号
平成一三年 三月条例第三四号
平成一六年 三月条例第一三号
平成一九年 三月条例第一八号
平成二〇年 三月条例第二〇号
平成二二年 三月三十一日条例第六号
平成二五年 三月二十九日条例第一八号
平成二五年一二月二〇日条例第四八号
平成二八年 三月二五日条例第二七号
平成三一年 三月二十九日条例第五号
令和 四年 三月三〇日条例第一三号
令和 七年 三月二八日条例第二五号

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例

(目的)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十九条の規定により江戸川区（以下「区」という。）が徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）及び法第七十三条の規定により区が徴収する負担金等に係る延滞金（以下「延滞金」という。）

の額及び徴収方法について、定めることを目的とする。

一部改正〔平成三一年条例五号〕

(占用料の額)

第二条 占用料の額は、別表に定めるところにより算出する。

(占用料の減免)

第三条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、次に掲げる占有物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占有者の申請により、占用料の額の一部又は全部を免除することができる。

- 一 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の鉄道施設及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項各号に掲げる都市計画施設
- 四 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する道路
- 五 沿道から道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設
- 六 ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類
- 七 祭典その他の恒例により設置する施設
- 八 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるもの

一部改正〔昭和六一年条例二〇号・六二年二七号・平成四年一九号・一六年一三号・一九年一八号・二五年四八号・三一年五号〕

(占用料の徴収方法)

第四条 占用料は、占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は同法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を占有開始の前に納入通知書により徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合及び現に占有を継続するもので占有の期間更新の場合においては、翌年度以降及び当該期間更新以降の占用料は、毎年度当該年度分を四月三十日まで又は期間更新の日から一月以内に徴収するものとする。

- 2 区長は、占用料が特に多額であると認める場合又はその他の事由により、占用料を一時に全額納入することが困難であると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、占用者の申請により三回以内に分割して納入させることができる。
- 3 既に納入した占用料は返還しない。ただし、区長が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合においては、当該占用の許可を取り消した日の属する月の翌月以降の分に相当する占用料は、返還する。

一部改正〔昭和六一年条例二〇号・平成一三年三四号〕

(延滞金)

第五条 延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ当該負担金等の額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が百円未満である場合は徴収しない。

(過料)

第六条 区長は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

追加〔平成二二年条例六号〕

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成二二年条例六号〕

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき占用料の額及びその徴収方法並びに延滞金の計算については、なお、従前の例による。
- 3 この条例施行の際、江戸川区「特別区道」道路占用料徴収条例（昭和二十八年七月江戸川区条例第七号）に基づき、現に占用期間が継続しているもの及び現に占用を継続し期間の更新に係るもので、この条例により徴収すべき占用料の額が、従前の占用料の額よりも著しく増額となる場合においては、区長は、別に定めるところにより、この条例施行の日から三年以内に限り当該占用料の額の一部を免除することができる。
- 4 江戸川区「特別区道」道路占用料徴収条例（昭和二十八年七月江戸川区条例第七号）は、廃止する。

- 5 江戸川区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和三十六年十月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

付 則（中間省略）

付 則（平成一三年三月二七日条例第三四号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例第四条の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中（当該占用の期間が平成十三年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、平成十三年三月三十一日までの期間に限る。）は、なお従前の例による。

付 則（平成一六年三月二五日条例第一三号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する日前に、既にこの条例による改正前の江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例第三条第二号の規定により日本鉄道建設公団に対して行っている占用料の減免は、この条例による改正後の江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例（以下「改正条例」という。）第三条第二号の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して行っている占用料の減免とみなす。
- 3 改正条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

付 則（平成一九年三月二〇日条例第一八号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例別表の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたる

ものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。

付 則（平成二〇年三月二八日条例第二〇号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年三月三十一日条例第六号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定及び付則第三項の規定は、平成二十三年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例別表の規定は、施行日以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。

（江戸川区有通路条例の一部改正）

- 3 江戸川区有通路条例（平成十二年三月江戸川区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

付 則（平成二五年三月二九日条例第一八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例別表の規定は、施行日以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。

付 則（平成二五年一二月二〇日条例第四八号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二八年三月二五日条例第二七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定は、施行日以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。

付 則（平成三一年三月二九日条例第五号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。

付 則（令和四年三月三〇日条例第一三号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。

付 則（令和七年三月二八日条例第二五号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。

別表（第二条関係）

占有物件		単位	占有料
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	九、七四〇
	第二種電柱		一四、九〇〇
	第三種電柱		二〇、一〇〇
	第一種電話柱		八、六九〇
	第二種電話柱		一三、九〇〇
	第三種電話柱		一九、一〇〇

	その他の柱類		八六〇
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき	八六
	地下に設ける電線その他の線類	一年	五二
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	八、五二〇
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	五、二一〇
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一七、三〇〇
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二四、六〇〇
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一七、三〇〇
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が〇・〇四メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	二〇〇
	外径が〇・〇四メートル以上〇・〇七メートル未満のもの		三六〇
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		五二〇
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		七八〇
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		一、〇四〇
	外径が〇・二メートル以上		一、五六〇

	○・三メートル未満のもの		
	外径が○・三メートル以上		二、〇八〇
	○・四メートル未満のもの		
	外径が○・四メートル以上		三、六五〇
	○・七メートル未満のもの		
	外径が○・七メートル以上		五、二一〇
	一メートル未満のもの		
	外径が一メートル以上のもの		一〇、四〇〇
法第三十二条第一項第三号に掲げる施設		占用面積一平方メートルにつき一年	一七、三〇〇
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設		占用面積一平方メートルにつき一年	一七、三〇〇
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	Aに○・〇〇四を乗じて得た額
		階数が二のもの	Aに○・〇〇六を乗じて得た額
		階数が三以上のもの	Aに○・〇〇七を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積一平方メートルにつき一年	一二、三〇〇
	地下に設ける通路		七、四〇〇
	その他のもの		一一、〇〇〇
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一日	二四〇
	商品置場その他これに類するもの	占用面積一平方メートルにつき一年	二四、六〇〇
道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積一平方メートルにつき一年	二四、六〇〇
	標識	一本につき一年	一三、九〇〇

第七条第一号に掲げる物件	旗ざお及び幕の	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積一平方メートル又は一本につき一日	二四〇
		その他のもの	占用面積一平方メートル又は一本につき一年	二四、六〇〇
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	一基につき一年	二四六、七〇〇
		その他のもの		一二三、三〇〇
令第七条第二号に掲げる工作物			占用面積一平方メートルにつき一年	一七、三〇〇
令第七条第三号に掲げる施設			占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料置場	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積一平方メートルにつき一年	二四、六〇〇
	危険防止施設			一〇、三〇〇
	詰所			二四、六〇〇
令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる一時収容施設			占用面積一平方メートルにつき一年	一七、三〇〇
令第七条第八号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が一のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額
		階数が二のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
		階数が三のもの		Aに〇・〇一一を乗じて得た額
		階数が四以上のもの		Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	地下に設けるもの	階数が一のもの		Aに〇・〇〇四を乗じて得た額

		階数が二のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が三以上のもの		Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第七条第九号に掲げる施設並びに同条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が一のもの	占有面積一平方メートルにつき一年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が二のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が三のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が四以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が一のもの	占有面積一平方メートルにつき一年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が二のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が三のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が四以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具			占有面積一平方メートルにつき一年	Aに0.024を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げ	上空、トンネ	階数が一のもの	占有面積一平方メートル	Aに0.006を

る施設	ルの上又は高	の	ルにつき一年	乗じて得た額
	速自動車国道	階数が二のも		Aに〇・〇〇八を
	若しくは自動	の		乗じて得た額
	車専用道路	階数が三のも		Aに〇・〇一一を
	(高架のもの	の		乗じて得た額
に限る。)の	階数が四以上	の	Aに〇・〇一二を	
路面下に設け	のもの		乗じて得た額	
るもの				
その他のもの			Aに〇・〇二四を	
			乗じて得た額	

備考

- 一 金額の単位は円とする。
- 二 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 三 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 五 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については五割減とする。
- 六 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 七 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル若しくは一メートルとして計算するものとする。ただし、三

平方メートル未満の看板（規格化された簡易な看板を除く。）の表示面積に〇・一平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

八 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間に一年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。なお、占有の期間が三十日に満たないものについては、一月として計算するものとする。

九 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占有の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあっては百円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に各年度における占有の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあっては百円）の合計額とする。

全部改正〔平成一三年条例三四号〕、一部改正〔平成一六年条例一三号・一九年一八号・二〇年二〇号・二二年六号・二五年一八号・二八年二七号・三一年五号・令和四年一三号・七年二五号〕